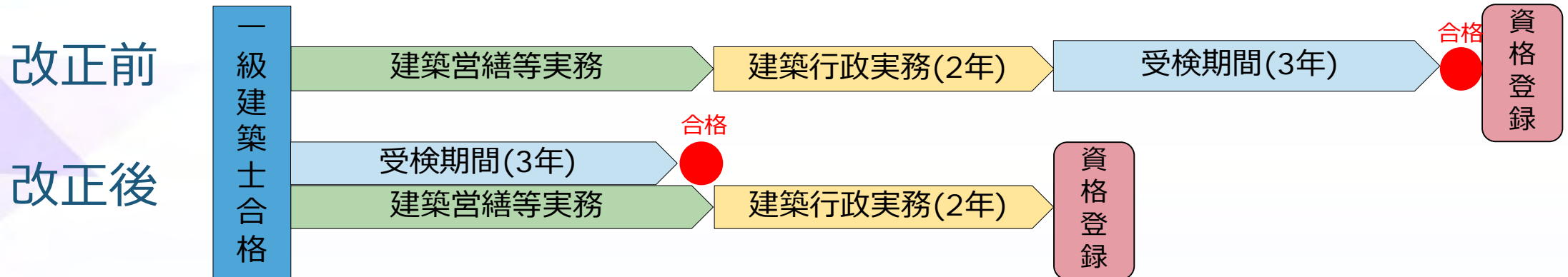


提案による効果① ~早期の資格取得が可能~

- 例) 検定合格に3年かかっていた場合



- ・一級建築士合格後の継続的な能力開発が可能になり、建築行政の部署でない者が合格した場合、優先的に建築行政として通算される部署に配置換えをすることで早期登録に繋がる。

提案による効果②

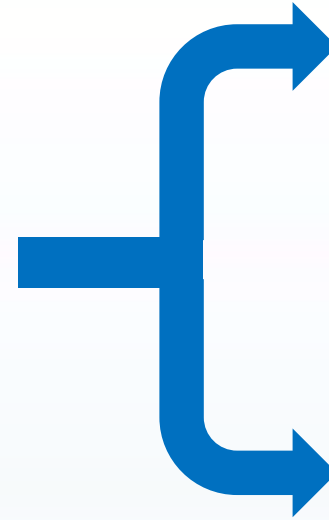
～組織・個人のレベルアップ～

- 受検機会の拡大により、建築基準適合判定資格者を継続的かつ安定的に確保可能
- 建築主事として業務をしている職員を含め、計画的な職員配置が容易に実施可能
⇒ 他の係、他の部署を経験させることで建築関係法令等をはじめとする建築実務の知識や経験が深まり、職員育成及び庁内全体のレベルアップ

6



建築系部署



窓口系部署



総務系部署



提案による効果③ ~市民生活の向上~

- 地方公共団体が特定行政庁としての役割を持続可能

[建築基準法以外に特定行政庁が所管行政庁となる法律一覧]

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

【建築基準法 参考条文】

●第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三十四 略

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

●第五条

1～2 略

3 建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は第七十七条の十八第一項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、二年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

●第四条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

2 市町村（前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

3～4 略

5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第一項又は第二項の規定によつて建築主事を置いた市町村（第九十七条の二を除き、以下「建築主事を置く市町村」という。）の区域外における建築物に係る第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

6 第一項、第二項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。